

見逃さないで！子供の SOS ～みんなでいじめをなくそう～

令和8年4月
魚津市教育委員会
魚津市小・中学校生徒指導協議会

どの子にも起こり得る「いじめ」

いじめは、子供の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、命に関わることもある深刻な問題です。
大人は、子供を全力で守らなければなりません。

「いじめ」とは…

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。(いじめ防止対策推進法第2条)

「無言のサイン」を発する子供たち

「ちょっといじられているだけ」と顔で笑っていても、心で泣いている子供がいます。いじめが繰り返されることで気力が失われたり、家族に心配をかけたくないなどの思いから、自分から打ち明けることができなったり、子供は「無言のサイン」を送っています。周囲の大人がそのサインに気付くことが解決につながります。

子供の**変化**を感じたら…

まず、じっくり聴く

子供にとってよき相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。そして、「絶対にあなたを守る」という気持ちを伝えてください。

ご家族だけで悩まずに、心配なことは相談しましょう。

学校に相談

学校では、担任はもちろん、校長、教頭、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が内容に応じて対応します。

相談できる機関

「学校に相談しにくい」や「他の人の意見も聞いてみたい」というときには、下記のような相談機関があります。

- 富山県総合教育センターいじめ相談 076-444-6320
- 富山県東部教育事務所教育相談専用電話 076-441-3882
- 魚津市教育センター教育相談専用電話 0765-23-1717

いじめられている子供のサイン

言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度等が現れます。いじめを早期に発見するために、下の項目を参考にチェックしてみてください。

○日常生活の変化

- 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ、けがやあざ等がある。
- 朝になると、身体の不調を訴え、学校を休みたがる。
- 食欲が急に落ちる。寝つきが悪い。極端に寝起きが悪くなる。
- 表情がさえず笑顔が減る。無理に笑顔をつくる。
- 急に学習時間が減る。集中力がなくなる。



○持ち物の変化

- 持ち物や勉強道具がなくなったり、落書きをされたりしている。
- 刃物等の危険な物をカバンやポケットに隠し持っている。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、必要以上のお金を欲しがったりするようになる。

○友人関係の変化

- 親しかった友達が遊びに来なくなったり、遊びに行く回数が減ったりする。
- スマートフォンやパソコン等をいつも気にしている。
- 学校や友達に対する不平や不満を口にすることが多くなる。

○家族との関係の変化

- ささいなことでも怒ったり、家族に八つ当たりをしたりするようになる。
- 家族との会話が減ったり、学校や友達の話話を避けたりするようになる。

※ いじめている側からの発見も…

子供の様子の小さな変化を見逃さない注意が必要です。

- 言葉遣いが荒くなり、人のことをばかにするようになる。
- 家で買いやえた物ではない物を持っている。
- お金の使い方が荒くなった。(おこづかい以外のお金を持っている。)

家庭・地域で努めたいこと

子供が好ましい人間関係をつくるためには、安心できる家庭の中で必要な心の栄養を十分にもらっていることが大切です。

POINT 1 子供をまるごと受け止めましょう。



POINT 2 家族の中で親子が向き合える関係をつくりましょう。

POINT 3 ものごとの善し悪しはきちんと教えましょう。

POINT 4 常日頃から子供の様子をしっかりとみましましょう。

学校での取組

いじめられている子供を徹底して守り通します。

早期発見・即対応(定期的なアンケート・教育相談週間の実施等)や、いじめのない環境づくりに努めます。

○居場所づくり

授業や行事の中で、どの子供も安心でき、自己存在感や充実感を感じられる居場所をつくります。



○絆づくり

全ての子供に、主体的に取り組む充実した集団体験の場を提供し、人と関わることは楽しいし、役に立つとうれしいと感じる場や機会をつくります。

学校と警察との連携

重大ないじめ事案等に対しては、いじめが子供の命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、直ちに警察に相談・通報などを行い、連携して対応します。

<学校で起こり得るいじめのうち、警察に相談・通報すべき具体例>

- ・ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
- ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げたり、オンラインゲームのアイテムを購入させたりする。
- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘したり、悪口を書いたりする。
- ・同級生の裸の写真・動画を友達SNS上のグループに送信して多数の者に提供する。(友達1人に送信して提供することも含む。)
- ・スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自身のスマートフォンに送らせる。

「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」(文部科学省 R5.2月)別添資料より